

国民健康保険特別会計状況調書

1. 被保険者の一部負担割合

- (1) 義務教育就学前 医療費の2割
- (2) 義務教育就学後から70歳未満 医療費の3割
- (3) 70歳以上75歳未満 医療費の2割又は3割
(ただし、H25年度は、1割又は3割)

* 医療費とは保険診療の費用であり、入院時の食事に要する費用等を除く。

2. 国民健康保険税課税額

年度		平成25年度 当初予算	平成24年度 当初予算	平成23年度 決算
医療給付費課税額	所得割	8.3%	8.3%	8.5%
	均等割	26,000円	26,000円	26,000円
	平等割	25,000円	25,000円	26,000円
	課税限度額	510,000円	510,000円	510,000円
	一世帯当税額	97,239円	102,215円	106,009円
	一人当税額	60,468円	62,720円	65,695円
介護納付金課税額	所得割	2.5%	2.5%	2.5%
	均等割	5,200円	5,200円	5,200円
	平等割	5,800円	5,800円	5,800円
	課税限度額	120,000円	120,000円	120,000円
	一世帯当税額	19,020円	20,922円	20,452円
	一人当税額	15,238円	17,687円	16,786円
後期高齢者支援金納付金	所得割	1.8%	1.8%	1.8%
	均等割	3,800円	3,800円	3,800円
	平等割	4,000円	4,000円	4,000円
	課税限度額	140,000円	140,000円	140,000円
	一世帯当税額	18,318円	19,214円	19,654円
	一人当税額	11,391円	11,790円	12,180円

3. 世帯数及び被保険者数 (年間平均)

年度		平成25年度 当初予算		平成24年度 当初予算		平成23年度 決算	
医療・後期支援課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 8,076	% 100.0	世帯 8,072	% 102.9	世帯 7,848	% 97.6
	被保険者数	人 12,987	% 98.7	人 13,155	% 103.9	人 12,664	% 96.7
介護納付金課税対象			前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 3,566	% 99.1	世帯 3,598	% 99.1	世帯 3,631	% 101.1
	被保険者数	人 4,451	% 104.6	人 4,256	% 96.2	人 4,424	% 100.0

4. 主な保険者負担額の推移

(単位：千円・%)

区分 年度	平成25年度 当初予算		平成24年度 当初予算		平成23年度 決算	
	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比	保険者 負担額	対前年度比
療養給付費	3,892,608	101.5	3,833,907	98.5	3,893,040	103.8
療養費	33,847	103.7	32,640	93.3	35,002	114.6
高額療養費	548,812	102.6	534,722	95.6	559,265	108.2
老人保健拠出金	59	88.1	67	171.8	39	95.1
後期高齢者支援金	676,229	107.2	630,695	111.0	568,208	106.0
介護納付金	264,030	96.4	273,871	112.4	243,727	130.4
計	5,415,585	102.1	5,305,902	100.1	5,299,281	105.5

5. 歳入歳出予算年度別内訳

(歳入)

(単位：千円)

科 目	平成25年度 当初予算	平成24年度 当初予算	平成23年度 決算
国民健康保険税	950,738	1,000,592	1,035,214
医療給付費分	747,657	784,478	818,543
介護納付金分	66,705	73,588	70,424
後期高齢者支援金分	136,376	142,526	146,247
使用料及び手数料	10	10	0
国庫支出金	1,464,108	1,393,127	1,430,704
療養給付費等交付金	458,222	362,111	439,247
前期高齢者交付金	2,091,933	1,927,523	1,949,403
道支出金	323,772	332,591	238,998
共同事業交付金	726,165	822,366	714,782
財産収入	10	10	210
繰入金	445,633	360,490	343,209
繰越金	50,000	300,000	418,186
諸収入	4,109	3,580	11,908
合 計	6,514,700	6,502,400	6,581,861

(歳出)

(単位：千円)

科 目		平成 2 5 年 度 当 初 予 算	平成 2 4 年 度 当 初 予 算	平成 2 3 年 度 決 算
総 務 費		118,107	117,669	105,455
保 険 給 付 費		4,507,422	4,432,424	4,503,297
一 般	療 養 給 付 費	3,544,740	3,526,397	3,507,113
	療 養 費	31,406	30,560	32,874
	高 額 療 養 費	484,877	479,799	490,830
	移 送 費	500	500	0
退 職	療 養 給 付 費	347,868	307,510	376,205
	療 養 費	2,441	2,080	2,127
	高 額 療 養 費	64,935	54,923	68,436
	移 送 費	500	500	0
そ の 他	審 査 支 払 手 数 料	10,205	10,205	9,722
	出 産 育 児 一 時 金	16,800	16,800	13,020
	葬 祭 費	3,150	3,150	2,970
老 人 保 健 拠 出 金		59	67	39
後 期 高 齢 者 支 援 金		676,229	630,695	568,208
前 期 高 齢 者 納 付 金		424	767	1,687
介 護 納 付 金		264,030	273,871	243,727
共 同 事 業 拠 出 金		726,175	822,376	767,394
保 健 事 業 費		112,844	115,121	91,384
積 立 金		10	10	210
公 債 費		1,500	1,500	0
諸 支 出 金		7,900	7,900	25,599
予 備 費		100,000	100,000	0
合 計		6,514,700	6,502,400	6,307,000
収 支 差 引		0	0	274,861

6. 1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	平成23年度	平成22年度	平成21年度
費用額	4,071,539,940 円	3,926,088,518 円	3,988,052,951 円
対前年度比	103.7 %	98.4 %	95.3 %
1人当たり費用額	310,024 円	299,839 円	302,859 円
対前年度比	103.4 %	99.0 %	97.4 %
受診件数	133,259 件	132,009 件	137,994 件
1件当たり費用額	30,554 円	29,741 円	28,900 円
対前年度比	102.7 %	102.9 %	97.9 %
受診率	1,014.69 %	1,008.16 %	1,047.95 %

*費用額とは、入院、入院外、歯科の診療費をいう。

(参考)

区 分		平成22年度	平成21年度
一 人 当 た り 額	全 国	236,300 円	229,699 円
	全 道	269,796 円	263,400 円

7. 疾病予防等事業

(1) 目的 人生80年時代を迎え、健康づくりには市民の大きな関心と要求があり、「市民全体の健康水準の向上を図る」ことを目的として実施する。

(2) 平成25年度の主な事業内容 (単位：千円)

事業項目	事業内容	予算額
健康づくりパンフレットの配布	市民に生活習慣病等の予防目的で出前講座等でパンフレットを配布。またエイズ予防目的で成人式等で配布する。	170
スポーツ健康フェスティバルの開催	市民の健康づくり意識の向上を図るため、スポーツ健康フェスティバルの開催経費の一部を負担する。	144
市民プール利用助成	疾病予防、重症化予防事業、保健指導該当者や糖尿病通院治療者に対し、市民プールの利用助成を行う。	403
市民ラジオ体操会の開催	市民の健康づくりのため、市民ラジオ体操会の開催経費の一部を負担する。	40
脳ドック助成	脳梗塞、くも膜下出血などの早期発見のため、脳ドックの自己負担額の一部を助成する。	6,095
短期人間ドック助成	39歳以下の国民健康保険被保険者に対し、短期人間ドック受診の自己負担額の一部を助成する。 (40歳以上は特定健診経費に含む)	1,057
インフルエンザ予防接種助成	国民健康保険被保険者(高齢者)に対し、インフルエンザ予防接種の自己負担額の全額を助成する。	8,451
がん検診料等助成	国民健康保険被保険者に対し、がん検診等の自己負担額の全額を助成する。	5,722
水中運動教室受講者助成	国民健康保険被保険者に対し、水中運動教室の月額受講料の一部を助成する。	1,210
医療費等通知	国民健康保険被保険者の受診した医療費の額や、ジェネリック医薬品切替差額を通知し、健康と医療費に対する認識を深める。	3,013
合計		26,305

8. 特定健診・特定保健指導事業

(1) 目的 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、市の国民健康保険加入者に対しメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査・特定保健指導を医療保険者として実施することが義務付けられている。

- ① 特定健診：年度に40～75歳未満の被保険者を対象とし、メタボ判定と生活習慣病予備軍を早期に発見する。
- ② 特定保健指導：健診結果により、メタボ判定・検査値・年齢により階層化され、対象に応じて積極的支援・動機づけ支援を実施する。

(2) 25年度予定値

- ・ 特定健診受診率：34% (2,875件) ・ 健診委託料：50,693千円
- ・ 特定保健指導利用率：40% (230件)